

各都道府県障害保健福祉関係主管課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

押印の廃止に伴う障害支援区分に係る「医師意見書記載の手引き」の改正について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こと^(※注)とされており、押印を求める行政手続について、押印の廃止を行う等の見直しが行われています。

このため、障害者総合支援法における障害支援区分に係る「医師意見書記載の手引き」につきましても、所要の改正を行いましたので送付します。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体等への周知につきまして、特段のご配慮をお願いします。

(※注): 「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されています。

記

【添付資料】

障害者総合支援法における障害支援区分 医師意見書記載の手引き

改正後	改正前
p 6 (略) ③医師氏名等 (略) ○ ただし、医師本人の記載であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。 <u>(削除)</u>	p 6 (略) ③医師氏名等 (略) ○ ただし、医師本人の記載であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。 <u>氏名にもゴム印等を用いる場合は、押印してください。</u>

* 「医師意見書」の様式には、当初より「印」の表記はありません。

[連絡先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害支援区分係 小林・相川
電話番号: 03-5253-1111 (内線 3026)